

小金井市移動式赤ちゃん休憩室貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で開催されるイベントにおいて、乳幼児のおむつ交換及び授乳を行うための移動式赤ちゃん休憩室を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベントに参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、移動式赤ちゃん休憩室とは、次に掲げる市が所有する備品をいう。

- (1) ベビーテント
- (2) おむつ交換台
- (3) 折りたたみ椅子

(貸出しの範囲)

第3条 移動式赤ちゃん休憩室を貸し出すことができる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市が主催、共催、後援又は協賛するイベントを開催する場合
- (2) 小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会の参加団体がイベントを開催する場合
- (3) その他市長が特に認める場合

(貸出しの申込み)

第4条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを受けようとする者(以下「申込者」という。)は、小金井市移動式赤ちゃん休憩室貸出申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に必要な書類を添付し、貸出しを希望する日の7日前までに市長に提出するものとする。

(貸出しの承認等)

第5条 市長は、申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、貸出しを承認するときは小金井市移動式赤ちゃん休憩室貸出承認通知書(様式第2号)に条件を付して、貸出しを承認しないときは小金井市移動式赤ちゃん休憩室貸出不承認通知書(様式第3号)にその理由を付して、申込者に通知するものとする。

2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、原則として先着順

とする。

(貸出しの期間)

第6条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出期間は、イベントの開催期間に前後1日を加えた期間内とし、最長7日間とする。ただし、貸出しが重複しない場合であって市長が認める場合は、この限りでない。

(貸出料)

第7条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出料は、無料とする。

(貸出し及び返却)

第8条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、市長が指定する場所において、移動式赤ちゃん休憩室を直接借り受け、貸出期間内に返却しなければならない。

2 使用者は、返却時には、移動式赤ちゃん休憩室に破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(承認条件)

第9条 使用者は、移動式赤ちゃん休憩室の使用に際し、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 申込書に記載のイベント以外には使用しないこと。
- (3) 移動式赤ちゃん休憩室使用説明書に従い、適正に管理し、及び使用すること。
- (4) 貸出期間内に返却すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第10条 市長は、使用者が前条各号に掲げる条件を遵守しなかった場合又はこの要綱の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により貸出承認を取り消した場合は、使用者に小金井市移動式赤ちゃん休憩室貸出承認取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。
- 3 前2項の場合において、既に貸出しを行っている場合は、市長は返却を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。
- 4 市は、貸出承認の取消しにより使用者に生じた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。

(原状回復)

第11条 使用者は、移動式赤ちゃん休憩室を破損し、又は汚損した場合は、使用者

の責任と負担により、補修等必要な処理を行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、破損又は汚損の状態が著しく補修等が困難な場合又は特別の事由があると認める場合は、市長は使用者に対し実費弁償させることができる。

(市の責任)

第12条 市は、移動式赤ちゃん休憩室の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）小金井市長

（申込者）住所

氏名

連絡先（電話番号）

小金井市移動式赤ちゃん休憩室貸出申込書

小金井市移動式赤ちゃん休憩室を使用したいので、小金井市移動式赤ちゃん休憩室貸出要綱第4条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

団 体 名		
代 表 者 名		
貸出希望期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）	
団体の活動内容		
使用イベント	名 称	
	内 容	
	開催期間	
	開催場所	

〈添付書類〉 イベントの内容がわかる資料（パンフレット・チラシ等）

誓 約 書

私は、小金井市移動式赤ちゃん休憩室貸出要綱を遵守することと、貸出期間中に起こった移動式赤ちゃん休憩室に関する事故等については、いかなる場合においても私が責任を負い、市に対して一切賠償請求を行わないことを誓約します。

申込者 _____

様式第2号（第5条関係）

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市移動式赤ちゃん休憩室貸出承認通知書

年 月 日付けで申込みのありました小金井市移動式赤ちゃん休憩室の貸出しについて、小金井市移動式赤ちゃん休憩室貸出要綱第5条の規定により、下記の条件を付して承認します。

記

団 体 名		
貸 出 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	
使用イベント	名 称	
	開 催 場 所	
備 考		

〈承認条件〉

- ・第三者に権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- ・申込書に記載のイベント以外には使用しないこと。
- ・小金井市移動式赤ちゃん休憩室使用説明書に従い、適正に管理し、及び使用すること。
- ・貸出期間内に返却すること。
- ・移動式赤ちゃん休憩室を破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処理を行い、原状回復すること。
- ・移動式赤ちゃん休憩室の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、使用者が一切の責任を負うこと。
- ・その他小金井市移動式赤ちゃん休憩室貸出要綱を遵守すること。

様式第3号（第5条関係）

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市移動式赤ちゃん休憩室貸出不承認通知書

年 月 日付けで申込みのありました小金井市移動式赤ちゃん休憩室の貸出しについて、小金井市移動式赤ちゃん休憩室貸出要綱第5条の規定により、下記の理由により不承認とします。

記

イベント名称	
不承認理由	

様式第4号（第10条関係）

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市移動式赤ちゃん休憩室貸出承認取消通知書

年 月 日付け小 発第 号により承認した小金井市移動式赤ちゃん休憩室の貸出しについて、小金井市移動式赤ちゃん休憩室貸出要綱第10条の規定により、下記の理由により承認を取り消します。

記

団 体 名		
貸 出 期 間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）	
使用イベント	名 称	
	開 催 場 所	
取 消 日	年 月 日	
取 消 理 由		